

次世代法・女性活躍推進法づく一般事業主行動計画

<一般事業主行動計画の公表について>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の「一般事業主行動計画」を公表します。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年1月31日まで
2. 次世代法・女性活躍推進法一体型

| |
|--|
| 目標：職員の有給休暇取得促進を図り家庭生活を充実させるために、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、年間の取得目標を7日とする。 |
|--|

<対 策>

- ・年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日以内の日数について、使用者が職員の希望を徴収し、その希望を尊重した上で取得を促す事とする。

<実施時期>

- ・令和6年4月1日～令和8年1月31日まで